

奈良県告示第百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第三項の規定により、山添村から次の地域について換地処分をした旨、届出があつた。

平成二十九年八月一日

奈良県知事 荒井正吾

地域 中山間地域農村活性化総合整備事業 山添地区山添二工区